

「もったいない」日赤血の返品問題を考える

清水 勝

最近、東京都赤十字血液センターから、「血液製剤の返品取扱の廃止について」との通知が各医療機関宛に出され、その徹底を図るといふ。血液センターが返品を認めない方針の根拠は、GMPとPL法にあると理解しているが、実態は、返品血液の質に関する管理責任上の問題と返品された血液代金の負担の問題とに集約されるであろう。

常時十分な量の血液を供給できるように血液事業を運営して行くためには、ある程度の余剰を見込み、その分が廃棄されることはやむを得ないが、それには血液センターの需要に見合った採血計画の実施と、医療機関での血液準備量を適正にする努力が必要とされる。

現在、血液センターから医療機関に出庫された血液は、保管状態を保証できないとして、例え返品されても他の医療機関へ再出庫はせず、廃棄処分していると聞く。この廃棄問題を論ずるには、先ず血液センターあるいは医療機関で廃棄されている血液量を具体的に知る必要がある。しかし、残念ながら公表されている日赤の“血液事業の現状”あるいは厚労省の“血液事業報告”からは、正確な廃棄量を読取ることが出来ない。血液センターには採血血液の原因別廃棄数を公表し、さらに医療機関の協力をえて、全国各施設の廃棄数（血液センターへの返品も含む）を調査し¹⁾、実態を経年的に公開することを望みたい。

最近では、血液の保管管理を血液センター並みに行なっている医療機関も増えている。このような施設については、血液センターの観点から管理状況を点検・評価し、適正であれば未出庫血の返品を認め、他施設に転用して有効利用することを検討すべきであろう。また、血液センターの機能集約化により、地方の医療機関に

は従来以上に緊急時の供給を危惧する声もある。その対策には、以前行われていたように特定の医療機関内に血液を備蓄し、周辺の施設にも供給することも検討に値する。血液センターは該当する医療機関での血液製剤の保管管理状況などをチェックし、供給を受ける周辺の医療機関をも含めて備蓄契約を行うことを推進すべきであろう。

返品に関する血液代金については、血液事業は地域における相互扶助に基づく社会福祉事業との認識からは、医療機関での適正使用を前提に、三方一両損（医療機関、血液センター、地方行政）の負担を考えるべきであろう。医療機関での血液の管理状況や適正使用の実態の点検・評価には、各地の献血推進協議会や合同輸血療法委員会などの役割にすることも考えられる。

今後の血液事業の行く末を考えると、血液センターから供給された未使用血について、都立病院間の余剰血の相互利用の試み²⁾はあるものの、画一的に総て廃棄処分することは、余りにも「もったいなく」智慧がなさすぎ、献血者に対しても申し開きし難いことであろう。関係者各位の積極的な取組みを期待したい。

文 献

- 1) 神白和正, 比留間潔, 奥山美樹, 他: 都立7病院における血液製剤の廃棄理由の調査と有効利用の可能性. 日本輸血細胞治療学会誌, 55: 313, 2009.
- 2) 寺谷美雪, 神白和正, 比留間潔, 他: 血液製剤の有効利用に関する研究について(その2) —病院間における輸血用血液の有効利用—. 日本輸血細胞治療学会誌, 54: 215, 2008.

TOO GOOD TO WASTE! HOW TO SAVE RETURNED RED CROSS BLOOD?

Masaru Shimizu

Department of Internal Medicine, Saiki Hospital

Keywords:

wasted blood, blood cost, GMP, product liability law

©2010 The Japan Society of Transfusion Medicine and Cell Therapy

Journal Web Site: <http://www.yuketsu.gr.jp>